re habilis　令和３年３月発行 Vol.21

# ハビリス

宮崎県身体障害者相談センター
（高次脳機能障がい総合相談・支援拠点機関）
〒880-0032 宮崎市霧島1丁目1-2
ＴＥＬ：(0985)29-2556(代)
ＦＡＸ：(0985)31-3553
https://www.shinsyocenter-miyazaki.com

ハビリスの名は、リハビリテーションの語源である、ラテン語の、re(再び)＋habilis(適した、ふさわしい)＋ation(状態にする)から採ったものです。

目次

○「高次脳機能障がい」の相談窓口・家族会について
○補装具(整形外科)定例判定・巡回判定について
○身体障害者相談センターホームページのご案内
○ひだまり～聴こえとことばの相談～について

## 高次脳機能障がい相談窓口のご案内

頭のケガや脳の病気の後、体は元気になったけれど、以下のような症状でお困りではありませんか？この障がいは外見から分かりにくく、本人も気づきにくいという特徴があるため周囲の方々の理解と支援を必要とします。

| | |
|---|---|
| 注意力の低下 | 仕事などのミスが多くなった。注意・集中力が続かない。など |
| 記憶力の低下 | 新しいことが覚えられない。約束を忘れる。など |
| 遂行力の低下 | 物事を段取りよくできない。時間どおりにできない。など |
| 感情抑制の低下 | 感情（怒り・悲しみ等）が爆発する。我慢できない。など |

**お心当たりの方は、当センターにご相談ください。**

**電話相談**
☎０９８５－２９－２５５６
月曜日～金曜日(祝日・年末年始は除く)
午前９時～午後３時３０分

**面接相談（要予約）**
火曜日　午前９時３０分 ～　１２時
水曜日　午前９時３０分 ～　午後３時

## 高次脳機能障がい家族会「あかり」について

「あかり」は、仲間が思いを共有しながら活動する団体です。
皆様のご参加をお待ちしています。※時間や場所は確認のうえご参加ください。

定例会：毎月第３土曜日　午後
連絡先：TEL 090－6421－1192
E-mail：akari.kazokukai@ymobile.ne.jp

# ひだまり～聴こえとことばの相談～

当センターでは、聴こえやことばについて、ご心配をお持ちの方を対象に聴力検査やことばに関する相談、発達状況の検査などを行っています。

## ●聴力検査

幼児を対象に様々な検査装置によって、年齢や発達に応じた検査を行っています。

○３歳半健診でことばの遅れを指摘された。
○発音がおかしい。
○呼んでも返事をしない。
○同じことを何回も聴き返す。
○言葉が遅い、はっきりしない、吃音がある。
○中耳炎を繰り返している。
などの相談で当センターを利用される方が多くなっています。

## ●心理相談・評価

ご家族の方からお子様の様子や生育の経過をうかがい必要に応じて発達検査、知能検査等を行っています。それらの情報から発達の遅れや様々な能力の傾向、発達障がいの傾向があるかどうかを知ることができます。

## ●言語相談・評価

ことばの発達状態や発音の様子などの相談・検査を行っています。最初に、ことばの遅れや発音の不明瞭さの原因が、聴力の低下なのか発達的な問題なのかを調べます。

その後に、今のお子様の状態を説明し、今後の療育に役立てていけるよう、声かけや関わり方についてのアドバイスを行い、訓練が必要であれば訓練施設等への紹介も行っています。

○日時・・・毎週火曜日　午後１時～午後３時まで
○場所・・・宮崎県身体障害者相談センター
（宮崎市霧島１丁目１番２号　宮崎県総合保健センター内）
＊相談や検査は無料です。
＊予約制です。事前にご連絡ください。

☎（０９８５）２９－２５５６

# 補装具(整形外科)定例判定・巡回判定について

## 1．補装具とは、失われた身体機能を補うための用具のことです。

例)身体に障がいのある方が使用する車椅子、下肢に障がいのある方が使用する義足や下肢装具などの用具を意味します。補装具には、他にも多くの種目があります。

## 2．定例判定と巡回判定について

○定例判定は、当センターで、月に３回、水曜日に実施しています。

○巡回判定は、都城・延岡・日南・小林・日向の各市で、年２０回程度実施しています。

※詳細は、次ページや当センターホームページをご覧ください。

## 3．補装具の支給申請と判定について

○補装具の支給を受けるには、お住まいの市町村への申請が必要です。

○既製品の車椅子・杖・歩行器などは、市町村の判断で支給されますが、義足や義手・下肢装具・座位保持装置など、身体の状況に合わせて支給するものは、当センターで直接判定を行った後に支給されます。なお、補聴器やオーダーメイド車椅子につきましては、書面判定を中心に行っています。

○電動車椅子は、初回の来所判定時に操作テストを実施します。

## 4．申請に当たっての注意事項

○申請手続の前に、補装具の機能や型式等について製作業者やかかりつけの医療機関などに御相談ください。

○判定後に補装具型式の変更や作り替えはできませんので十分に注意してください。

○申請できる補装具の名称や型式は、全て厚生労働省で定められたものになります。

○治療用装具は、医療保険で製作することになります。

○介護保険や労働災害保険などに該当する場合は、それぞれの保険で製作することになります。

補装具判定の様子

## 5．判定を受ける場合の注意事項

○来所判定を受けられる方は、必ず使用している補装具と身体障害者手帳を持参してください。

○判定後に再度、できあがりの状態や使用状況の確認(適合判定)を実施します。

○来所判定の方は、必ず市町村障がい福祉担当課から案内のあった日時に来所してください。

# 令和３年度 補装具(整形外科)定例判定・巡回判定の日程

当センターでは、障害者総合支援法による、補装具支給の判定を行っています。
判定を御希望の方は、**事前にお住まいの市町村障がい福祉担当窓口に申請**してください。

**対　象**：整形外科関係の補装具(義肢・装具・座位保持装置・オーダーメイド車椅子など)
**会　場**：宮崎県身体障害者相談センター（宮崎市霧島１丁目１番２号　宮崎県総合保健センター内）

| | | |
|---|---|---|
| ４月：　７日・２１日・２８日 | ８月：　４日・１８日・２５日 | 12月：　１日・１５日・２２日 |
| ５月：１２日・１９日・２６日 | ９月：　８日・１５日・２２日 | １月：１２日・１９日・２６日 |
| ６月：　２日・１６日・２３日 | 10月：　６日・２０日・２７日 | ２月：　２日・　９日・１６日 |
| ７月：　７日・１４日・２８日 | 11月：１０日・１７日・２４日 | ３月：　２日・　９日・２３日 |

**また、当センターでの判定のほか県内５市で巡回判定を下記日程で行っています。**

### ■日南市巡回判定

| | | | |
|---|---|---|---|
| 令和３年 | ６月　１１日 | 金 | 日南市（日南保健所） |
| | １１月　２６日 | | |
| 令和４年 | ３月　　４日 | | |

### ■小林市巡回判定

| | | | |
|---|---|---|---|
| 令和３年 | ５月　２１日 | 金 | 小林市（小林保健所） |
| | ９月　１０日 | | |
| 令和４年 | １月　２１日 | | |

### ■都城市巡回判定

| | | | |
|---|---|---|---|
| 令和３年 | ４月　２３日 | 金 | 都城市（都城保健所） |
| | ６月　２５日 | | |
| | ８月　２７日 | | |
| | １０月　１５日 | | |
| | １２月　　３日 | | |
| 令和４年 | ２月　　４日 | | |
| | ３月　１８日 | | |

### ■日向市巡回判定

| | | | |
|---|---|---|---|
| 令和３年 | ４月　１６日 | 金 | 日向市（日向保健所） |
| | １０月　２９日 | | |
| 令和４年 | ２月　１８日 | | |

### ■延岡市巡回判定

| | | | |
|---|---|---|---|
| 令和３年 | ５月　１１日 | 火 | 延岡市（延岡保健所）（県立延岡病院） |
| | ７月　　６日 | | |
| | １０月　　５日 | | |
| | １２月　　７日 | | |
| 令和４年 | ３月　　８日 | | |

判定に関するお問い合わせは、
**「当センターまたはお住まいの市町村障がい福祉担当窓口」**
にお願いします。

## 身体障害者相談センターホームページのご案内

**当センターでは、ホームページで以下のような情報を提供しています。**

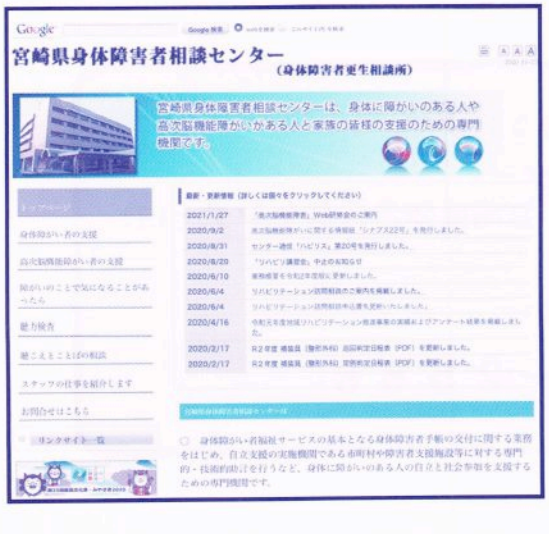


**（主な内容）**
- **身体障害者手帳について**
- **補装具について**
- **更生医療について**
- **高次脳機能障がい者の支援　など**

身障センター　宮崎　検索

ＵＲＬ(ホームページアドレス)は
https://www.shinsyocenter-miyazaki.com です。
是非ご覧ください。